

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）等の概要

農村産業法の目的

農村地域における安定した就業機会の確保

農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これと相まって農業構造の改善（農地の集団化等）を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資する。

基本計画の位置づけ

主務大臣(*)が基本方針を策定
(関係行政機関へ協議)



都道府県が基本計画を策定
(主務大臣へ協議・同意)



市町村が実施計画を策定
(都道府県知事へ協議・同意)

基本計画の対象地域

農村産業法第2条に規定される農村地域
(和木町及び旧下関市を除く全域)

基本計画の主な変更点

法改正や基本方針等の変更に伴う所要の変更

- ①基本計画の名称
農村地域への工業等の導入に関する基本計画
→農村地域への産業の導入に関する基本計画
- ②対象業種限定の廃止
従前は工業・倉庫業・卸売業等5業種に限定

(*)：農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣